

問Ⅵ - 4 - ⑥（会計基準）

収支予算書や収支計算書は新制度の施行後も作成しなければならないのでしょうか。

答

- 1 平成 16 年改正基準においては、会計基準は法人の財務状況を分かりやすく外部に報告するためのものであるとの立場から、財務諸表は、①貸借対照表、②正味財産増減計算書、③財産目録及び④キャッシュ・フロー計算書とされ、その他の内部管理事項（収支予算書、収支計算書等の作成及び書類の保存）については特段の定めを置かないこととされました。
- 2 しかしながら、従来の指導監督体制の下において、内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ実施されてきたことにかんがみ、公益法人制度改革が行われるまでの間については、引き続き収支予算書や収支計算書等の作成及び書類の保存を行うものとされています（「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ））。
- 3 公益法人会計基準においては、財務諸表は、①貸借対照表、②正味財産増減計算書及び③キャッシュ・フロー計算書とされ、収支予算書と収支計算書については会計基準の範囲から除かれています。また、収支予算書や収支計算書の作成及び書類の保存等について定めた「公益法人会計基準の内部管理事項について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）は、平成 16 年改正基準に基づき、現行の民法法人及び特例民法法人について定められたものであり、公益法人会計基準を適用する新制度の公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人には適用がありません。
- 4 上記のとおり、収支予算書は会計基準の範囲から除かれています。公益法人については公益法人認定法においてその作成及び保存が義務付けられているため、新制度の施行後も引き続き作成する必要があります（公益法人認定法第 21 条第 1 項）。その様式は特に定められていませんが、従来の収支計算ベースではなく、損益計算ベースでかつ事業別に区分された収支予算数値が記載されている必要があります（公益法人認定法施行規則第 30 条）。
- 5 なお、現行の収支計算書において行われているような予算と実績の比較は、

公益法人会計基準においては特に求めていないため、法人において、予算と実績の比較が必要な場合には、今後は、収支（損益）予算書と正味財産増減計算書を用いて法人内部で行うこととなります。

(参考) 収支予算書等の根拠と適用する公益法人会計基準との関係

根拠	旧制度		新制度		
	S60年改正基準	H16年改正基準	移行前		移行後
			平成16年改正基準	公益法人会計基準	公益法人会計基準
会計基準	・収支予算書 ・収支計算書 (予算・決算の対比)	×	×	×	×
内部管理事項(指導監督のもと)	×	・収支予算書 ・収支計算書 (予算・決算の対比)	・収支予算書 ・収支計算書 (予算・決算の対比)	・収支予算書 ・正味財産増減計算書	—
公益法人認定法	—	—	—	—	・収支予算書※1 (予算のみ)
※1 一般社団・財団法人は作成不要					